

平成24年度 宮城県防災会議 第2回地震対策等専門部会

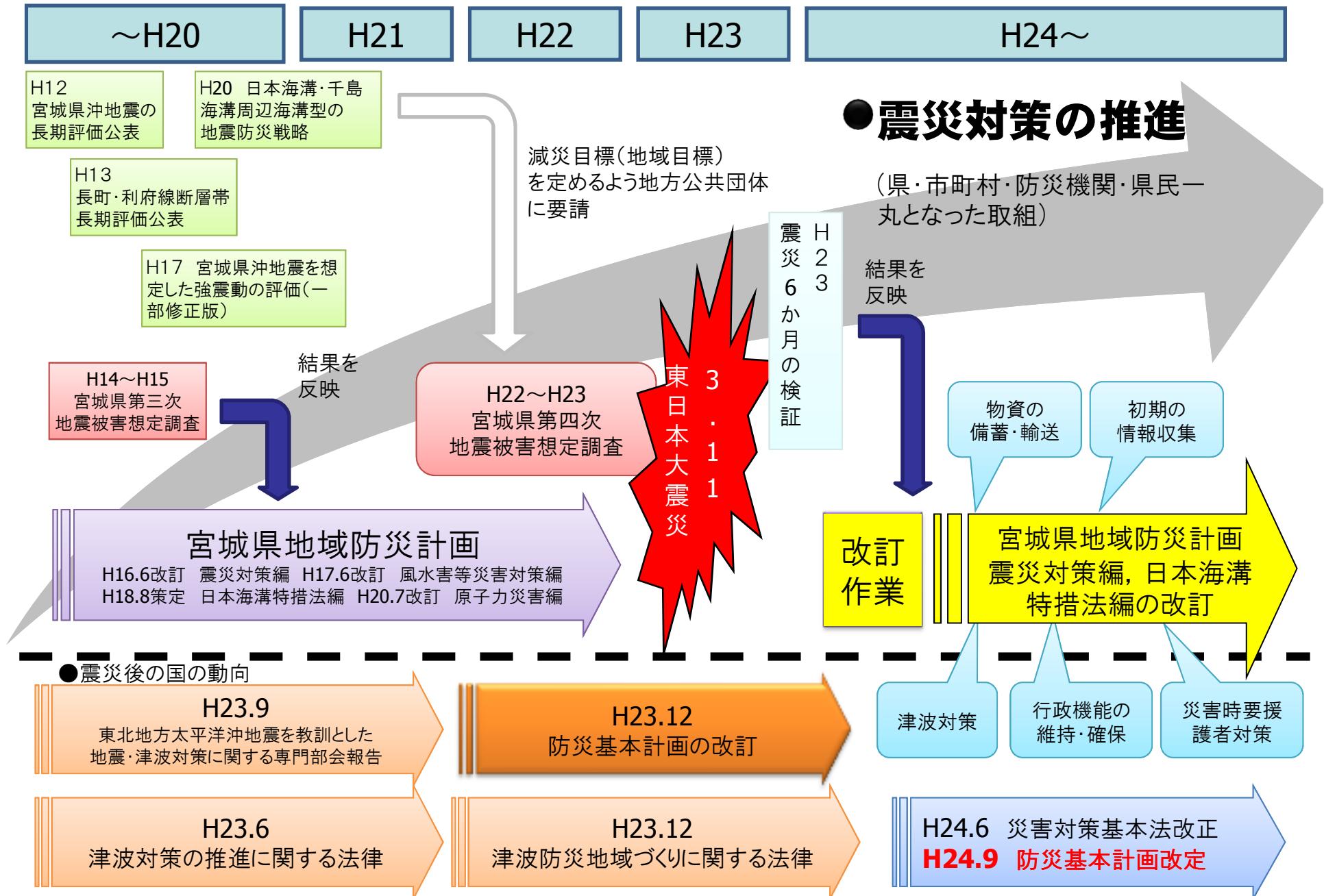
宮城県地域防災計画[震災対策編]の見直しについて

【目次】

1. 見直し方針	...	1
2. 構成の見直し	...	4
3. 基本方針	...	10
4. 見直しのポイント	...	11

平成24年11月26日

1. 見直し方針 ー概要図ー

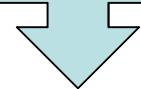


1. 見直し方針 －防災計画 改訂のポイント－

平成24年9月 防災計画 一部改訂

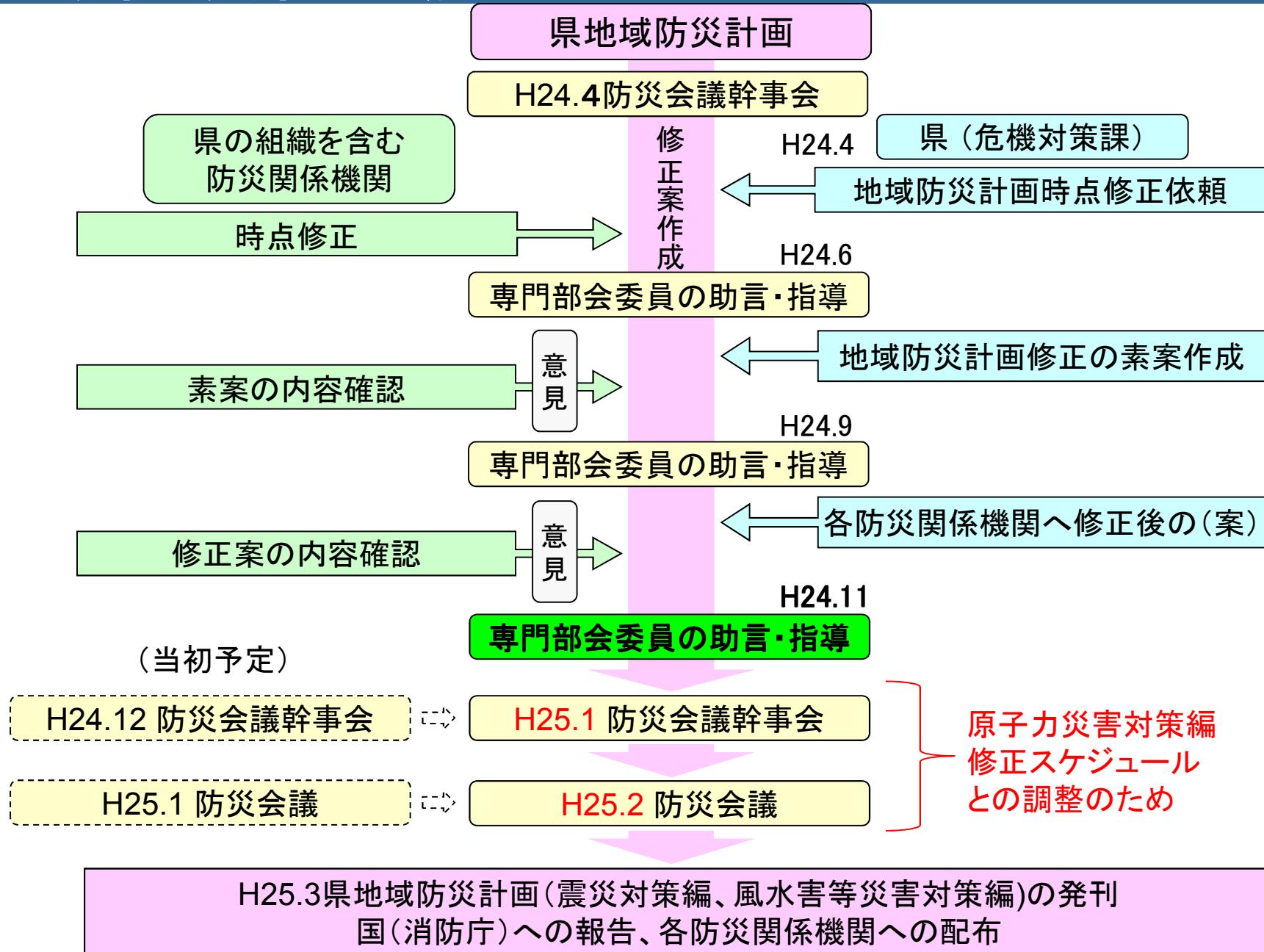
H24. 6月 災害対策基本法の改定

H24. 7月 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告



- 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立
- プッシュ型の物資供給、情報伝達
- 民間事業者との協定締結の促進。民間ノウハウや能力の活用。
- 応急対策全般への対応力を高めるための人材の育成
- 防災関係機関相互の連携体制の整備(応援・受援体制の準備)
- 大規模広域災害時の円滑な広域避難体制の整備
- 複合災害対策
- 住民自らの災害教訓の伝承

1. 見直し方針 ー地域防災計画修正等スケジュールー



2. 構成の見直し

①日本海溝特措法編も盛り込み、地震対策編と津波対策編を別編とする

- 東日本大震災では、“津波”災害により広域にわたり甚大な被害
- 国の防災基本計画(H23.12改定)では、新たに「第3編 津波災害対策編」を策定

→ 現行の「震災対策編」をベースに、「地震対策編」「津波対策編」の2編へ



2. 構成の見直し

②節の追加・変更

- 国で見直された防災基本計画に応じて必要事項を盛り込んでいく
- 掲載事項の重要度を踏まえ、掲載順も防災基本計画と概ね整合を図る

⇨ 第2～3章は、概ね防災基本計画の流れに沿った構成に変更

■地震対策編・津波対策編 第1章 総則

地震対策編 構成(案)

- 第1節 計画の目的と構成
- 第2節 各機関の役割と業務大綱
- 第3節 宮城県を取り巻く地震環境
- 第4節 対象とする地震

津波対策編 構成(案)

- 第1節 計画の目的と構成
- 第2節 各機関の役割と業務大綱
- 第3節 宮城県内の地震観測体制
- 第4節 宮城県の津波被害
- 第5節 対象とする津波



推進計画を兼ねることを記載

日本海溝特措法編

- 第1章 総則
- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 推進地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

■津波対策編 第2章 災害予防対策

防災基本計画 第3編 津波災害対策編 構成

第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方

第2節 津波に強い国づくり、まちづくり

第3節 国民の防災活動の促進

第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

—

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

2 津波に強い国づくり

- (1) 主要交通・通信の機能強化及び首都の防災性の向上,
- (2) 海岸保全施設等の整備の基本的考え方
- 3 津波に強いまちづくり**
- (1) 津波に強いまちの形成, (2) 避難関連施設の整備,
- (3) 建築物の安全化, (4) ライフライン施設等の機能の確保
- (5) 危険物施設等の安全確保, (6) 災害応急対策等への備え

1 防災思想の普及、徹底

2 防災知識の普及、訓練

- (1) 防災知識の普及, (2) 防災訓練の実施, 指導,
- (3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

3 国民の防災活動の環境整備

- (1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化,
- (2) 防災ボランティア活動の環境整備, (3) 企業防災の促進

4 災害教訓の伝承

- (1) 津波及び津波防災に関する研究の推進, (2) 予測、観測の充実・強化等,
- (3) 統合的研究の推進, (4) 防災対策研究の国際的な情報発信

1 災害発生直前対策関係

- (1) 津波警報等の発表及び伝達, (2) 住民等の避難誘導体制

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備, (2) 情報の分析整理,
- (3) 通信手段の確保, (4) 職員の体制, (5) 防災関係機関相互の連携体制,
- (6) 都道府県等と自衛隊との連携体制, (7) 公的機関等の業務継続性の確保,
- (8) 防災中枢機能等の確保、充実

3 救助・救急、医療及び消火活動関係

- (1) 救助・救急活動関係, (2) 医療活動関係, (3) 消火活動関係

4 緊急輸送活動関係

5 避難収容及び情報提供活動関係

- (1) 避難場所, (2) 応急仮設住宅等, (3) 帰宅困難者対策,
- (4) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

6 物資の調達、供給活動関係

7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

8 複合災害対策関係

9 海外等からの支援の受け入れ活動関係

10 防災関係機関等の防災訓練の実施

- (1) 国における防災訓練の実施, (2) 地方における防災訓練の実施,
- (3) 実践的な訓練の実施と事後評価

11 災害復旧・復興への備え

- (1) 災害廃棄物の発生への対応, (2) 各種データの整備保全,
- (3) 復興対策の研究, (4) 地震保険制度の充実

津波対策編 構成

第1節 総則

新設

第2節 津波に強いまちの形成

新設

第3節 海岸保全施設等の整備

現3節

第4節 交通施設の災害対策

現4節

第5節 都市の防災対策

現5節

第6節 建築物等の安全化対策

現6節

第7節 ライフライン施設等の予防対策

現7節

第8節 危険物施設等の予防対策

現8節

第9節 防災知識の普及

現22節

第10節 地震・津波防災訓練の実施

現23節

第11節 自主防災組織の育成

現24節

第12節 ボランティアの受入れ

現18節

第13節 企業等の防災対策の推進

現25節

第14節 津波調査研究等の推進

現26節

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

新設

第16節 情報通信網の整備

現10節

第17節 職員の配備体制

現9節

第18節 防災拠点等の整備

現11節

第19節 相互応援体制の整備

現12節

第20節 医療救護体制の整備

現14節

第21節 火災予防対策

現15節

第22節 緊急輸送体制の整備

現13節

第23節 避難対策

新設

第24節 避難収容対策

現16節

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

現17節

第26節 災害時要援護者・外国人対応

現19節

第27節 複合災害対策

新設

第28節 廃棄物対策

現20節

■津波対策編 第3章 災害応急対策

防災基本計画 第3編 津波災害対策編 構成

第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達

2 住民等の避難誘導

1 災害情報の収集・連絡

- (1)津波に関する情報の連絡,
- (2)被害規模の早期把握のための活動,
- (3)地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡,
- (4)一般被害情報等の収集・連絡,
- (5)応急対策活動情報の連絡

2 通信手段の確保

3 地方公共団体の活動体制

4 広域的な応援体制

5 国における活動体制

- (1)内閣官房, 指定行政機関, 公共機関の活動体制,
- (2)災害対策関係省庁連絡会議の開催等,
- (3)緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施,
- (4)非常災害対策本部の設置と活動体制,
- (5)緊急災害対策本部の設置と活動体制,
- (6)災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置,
- (7)非常本部等の調査団等の派遣, 現地対策本部の設置,
- (8)自衛隊の災害派遣

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 救助・救急活動

- (1)住民及び自主防災組織の役割,
- (2)被災地方公共団体による救助・救急活動,
- (3)被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動,
- (4)資機材等の調達等

2 医療活動

- (1)被災地域内の医療機関による医療活動,
- (2)被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣,
- (3)被災地域外での医療活動,
- (4)広域後方医療施設への傷病者の搬送,
- (5)被災者の心のケア対策

3 消火活動

- (1)地方公共団体等による消火活動,
- (2)被災地域外の地方公共団体による応援

4 慘事ストレス対策

第3節 救助・救急, 医療及び消火活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

- (1)輸送に当たっての配慮事項,
- (2)輸送対象の想定

2 交通の確保

- (1)非常本部等による調整等,
- (2)道路交通規制等,
- (3)道路啓開等,
- (4)航路等の障害物除去等,
- (5)港湾及び漁港の応急復旧等,
- (6)海上交通の整理等,
- (7)空港等の応急復旧等,
- (8)航空管制等,
- (9)鉄道交通の確保,
- (10)広域輸送拠点の確保

3 緊急輸送

4 緊急輸送のための燃料の確保

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

津波対策編 構成

第1節 情報の収集・伝達

第2節 災害広報活動

第3節 防災活動体制

第4節 相互応援活動

第5節 災害救助法の適用

第6節 自衛隊の災害派遣

現2節

現3節

現1節

現11節

現4節

現10節

第7節 救急・救助活動

第8節 医療救護活動

第9節 消火活動

現5節

現6節

現7節

第10節 交通・輸送活動

第11節 ヘリコプターの活動

現8節

現9節

■津波対策編 第3章 災害応急対策

防災基本計画 第3編 津波災害対策編 構成

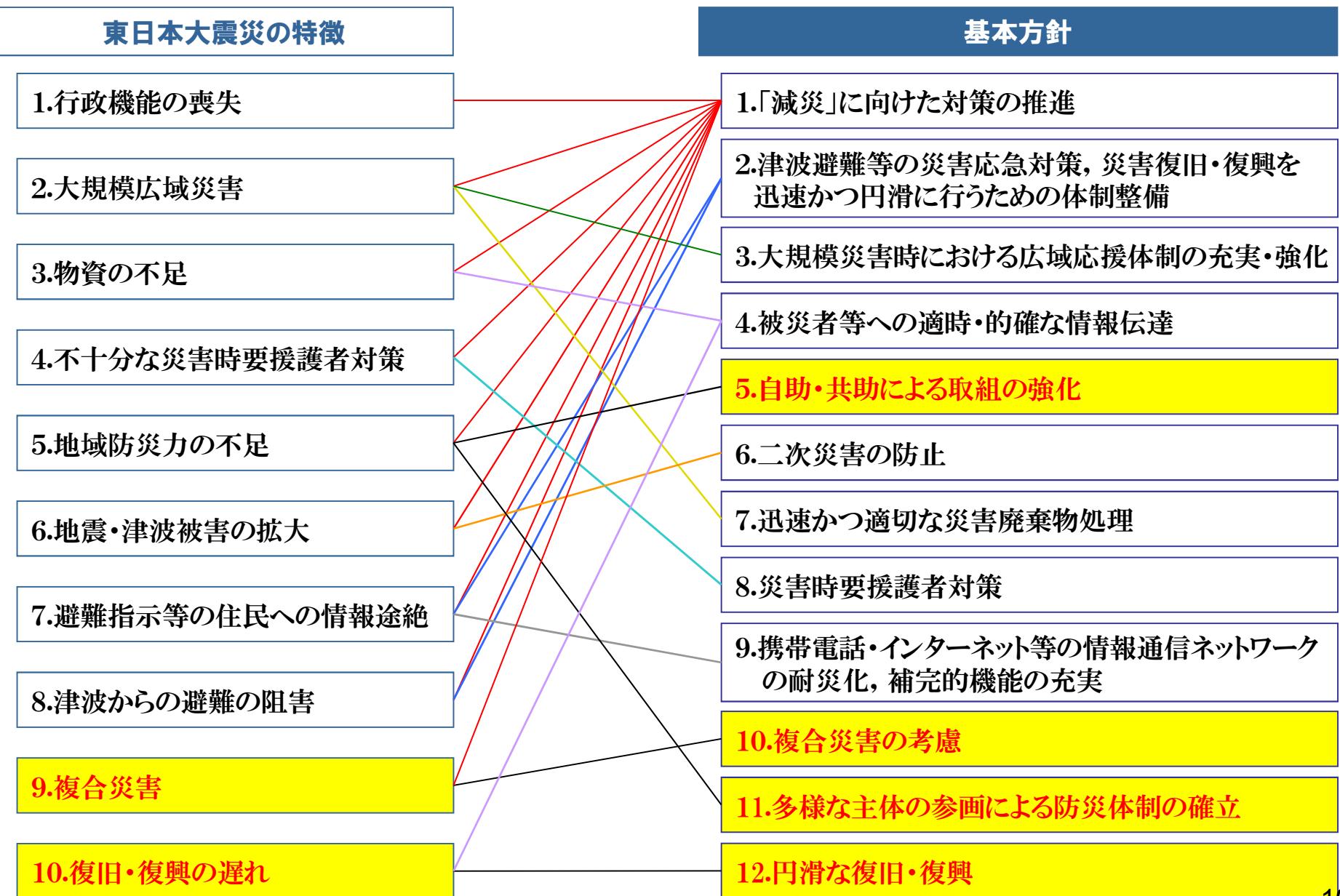
第5節 避難収容及び情報提供活動	1 避難場所 (1)避難場所の開設, (2)避難場所の運営管理 2 応急仮設住宅等 (1)被災都道府県による応急仮設住宅の提供, (2)応急仮設住宅に必要な資機材の調達, (3)応急仮設住宅の運営管理 3 広域一時滞在 4 災害時要援護者への配慮 5 帰宅困難者対策 6 被災者等への的確な情報伝達活動 (1)被災者への情報伝達活動, (2)国民への的確な情報の伝達, (3)住民等からの問合せに対する対応, (4)海外への情報発信	第12節 避難活動 第13節 応急住宅等の確保 第14節 相談活動 第15節 災害時要援護者・外国人対応 第16節 愛玩動物の収容対策	現13節 現14節 現16節 現18節 現19節
第6節 物資の調達, 供給活動	(1)非常本部等による調整等, (2)地方公共団体による物資の調達, 供給, (3)国による物資の調達, 供給, (4)運送事業者である公共機関の活動	第17節 食料, 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	現15節
第7節 保健衛生, 防疫, 遺体の処理等に関する活動	1 保健衛生 2 防疫活動 3 遺体の処理等	第18節 防疫・保健衛生活動 第19節 死体等の搜索・処理・埋葬 第20節 廃棄物処理活動	現20節 現21節 現23節
第8節 社会秩序の維持, 物価の安定等に関する活動	1 社会秩序の維持 2 物価の安定, 物資の安定供給	第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動	現22節 現24節
第9節 応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	1 施設・設備等の応急復旧活動 (1)施設, 設備の応急復旧活動, (2)ライフライン施設に関する非常本部等の関与, (3)住宅の応急復旧活動 2 二次災害の防止活動 (1)水害・土砂災害対策, (2)建築物, 構造物の倒壊, (3)高潮, 波浪等の対策, (4)爆発物及び有害物質による二次災害対策 3 複合災害発生時の体制	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急復旧 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施	現25節 現26節 現27節 現28節 現29節 新設 現30節
第10節 自発的支援の受入れ	1 ボランティアの受入れ 2 国民等からの義援物資, 義援金の受入れ (1)義援物資の受入れ, (2)義援金の受入れ 3 海外等からの支援の受入れ	第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入	現17節 現12節

■津波対策編 第4章 復旧・復興対策

防災基本計画 第3編 津波災害対策編 構成		津波対策編 構成	
第1節 地域の復旧・復興の基本方 向の決定	—	第1節 災害復旧・復興計画	現1節
第2節 迅速な原状復旧の進め方	1 被災施設の復旧等 2 災害廃棄物の処理		
第3節 計画的復興の進め方	1 復興計画の作成 2 防災まちづくり		
第4節 被災者等の生活再建等の 支援	—	第2節 生活再建支援 第3節 住宅復旧支援	現2節 現3節
第5節 被災中小企業の復興その 他経済復興の支援	—	第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 第6節 義援金の受入れ、配分 第7節 激甚災害の指定	現4節 現5節 現6節 現7節
		第8節 災害対応の検証	新設

3. 基本方針

■ 東日本大震災からの教訓を踏まえ、新たに基本方針を記載



4. 見直しのポイント

(1)「減災」に向けた対策の推進

- ハード対策によって地震・津波による被害をできるだけ軽減。
- それを超える地震・津波に対し、ソフト対策により、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる。

○津波に強いまちの形成

- ・津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置
- ・地域防災計画・都市計画の計画相互の有機的な連携

○津波避難計画の作成

- ・具体的かつ実践的な津波避難計画の策定及び周知徹底
- ・多様な主体の参画による地域ごとの避難計画策定支援

○地震に強いまちの形成

- ・地震に強い都市構造の形成

○地震の揺れによる被害の軽減対策

- ・ブロック塀等の安全対策、非構造部材の脱落防止対策の強化

○高層建築物における安全対策

- ・エレベーターによる閉じ込め防止対策
- ・高層建築物における長周期震動対策及び居住者に対する啓発

○液状化対策

- ・浅部の地盤データ収集及びデータベース化の充実
- ・液状化に有効な基礎構造等についての県民への情報提供
- ・液状化ハザードマップの作成

4. 見直しのポイント

(2) 津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

- 津波警報・注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制、防災体制等の充実・強化。
- 具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上。

○避難指示等の伝達体制の整備

- ・避難指示等の発令基準の設定
- ・多様な情報伝達手段・確実な伝達方法の確保、**プッシュ型の情報伝達**
- ・迅速・的確な避難行動に結びつけるような**表現方法や内容等**の検討

○防災体制の整備

- ・防災担当職員の育成・**人材確保対策**
- ・業務継続計画(BCP)の策定、**定期的な訓練による点検、評価及び検証**
- ・水防本部の設置と応急対策の明記
- ・職員の安否確認の実施

○防災拠点等の整備

- ・庁舎等の設置場所の見直し
- ・総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、**自家発電及び燃料備蓄、及び点検・訓練の実施**

4. 見直しのポイント

(2) 津波避難等の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

○医療救護体制の整備

- ・県災害医療コーディネーターの設置
- ・市町村の医療救護体制の整備
- ・災害時の情報連絡体制の整備
- ・医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

○緊急輸送体制の整備

- ・緊急輸送ネットワークの形成
- ・臨時ヘリポートの確保、**建物屋上の対空表示の整備**

○避難対策

- ・徒歩避難の原則の周知、やむを得ない場合の自動車での避難方策の検討
- ・避難場所、避難路、避難ビル、避難所の整備と確保
- ・防災対応や避難誘導・支援にあたる者の安全対策
- ・児童・生徒、幼児等の保護者への引渡しルールの徹底

○避難収容対策

- ・帰宅困難者対策の基本原則の周知
- ・孤立集落における通信途絶の防止対策

○食料、飲料水、及び生活物資の確保

- ・食料及び生活物資等の十分な備蓄量の確保、輸送体制の整備
- ・燃料の調達・供給体制の整備

4. 見直しのポイント

(3) 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

- 近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結など、広域応援について円滑に実施できる体制の構築。
- 災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結の推進。

○ボランティアの受入れ

- 災害ボランティア活動の環境整備

○相互応援体制の整備

- 応援計画や受援計画等の受入体制の整備
- 遠方の地方公共団体との協定締結
- 県による市町村への応援及び職員派遣
- 協定締結機関との非常時連絡手段の確保
- 要請を待たないプッシュ型の物資供給
- 資機材及び施設等の相互利用等に関する応援体制の充実
- 救援活動拠点の確保及び候補地のリスト化
- 関係団体との連携強化及び民間事業者のノウハウ活用

4. 見直しのポイント

(4) 被災者等への適時・的確な情報伝達

■ 被災後の社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施。

○被災者等への情報伝達体制等の整備

- ・被災者等への多様な伝達手段の確保

○災害広報活動

- ・正確な情報提供による社会的混乱の防止
- ・居住に関する支援制度に関する情報提供

4. 見直しのポイント

(5) 自助・共助による取組みの強化

- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化。
- 協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進。

○防災知識の普及

- ・避難行動に関する知識や津波の特性等に関する知識
- ・家庭内での予防・安全対策
- ・児童・生徒等に対する防災教育
- ・県民による災害教訓の伝承、防災活動への参加による防災意識の向上
- ・防災指導員の養成及び活動の推進

○防災訓練の充実

- ・防災訓練における訓練内容の明確化と訓練成果のとりまとめ
- ・具体的かつ実践的な訓練の実施
- ・学校・企業における防災訓練の明記
- ・避難所運営訓練の実施

○自主防災組織の育成

- ・自主防災組織の育成・指導及び女性の参画の促進
- ・災害時要援護者情報把握と共有

4. 見直しのポイント

(6) 二次災害の防止

- 二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を推進。
- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等の整備を推進。
- 被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速化。

○津波による出火防止・火災予防の徹底

- ・津波による火災予防対策検討の指導

○二次災害の防止

- ・余震・誘発地震への対応
- ・海岸漂着危険物への対応
- ・有害物質等への対応
- ・風評被害等の軽減対策

4. 見直しのポイント

(7) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

■ 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制を確立。

○災害廃棄物の処理

- ・災害廃棄物の計画的な処理の実施
- ・建築物の解体等による石綿の飛散防止
- ・海に流出した災害廃棄物の処理

4. 見直しのポイント

(8) 災害時要援護者対応

- 平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有。
- 災害時要援護者の避難対策の充実・強化。
- 防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制・方策の強化。
- 情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮。

○避難対策

- ・要援護者の避難誘導・救助の優先、及び避難後の要援護者支援方策の検討

○避難収容対策

- ・避難が長期化する場合の要援護者への配慮

○災害時要援護者・外国人対応

- ・要援護者避難支援プランの策定
- ・要援護者の所在情報の整備
- ・福祉避難所の確保
- ・要援護者の特性に配慮した通信手段の普及
- ・外国人向けの相談体制及び多言語による情報提供等
- ・要援護者自身あるいは家族ができる範囲での事前の備え

4. 見直しのポイント

(9) 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐震化、 補完的機能の充実

■ 携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用した、伝達手段の耐災化、多重化、多様化。

○情報通信網の整備

- ・情報伝達ルートの多重化
- ・通信等設備の耐震・耐浪化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化
- ・テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等の伝達手段の多様化

(10)複合災害の考慮

■ 一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策。

○複合災害対策

- ・複合災害の応急対策への備え
- ・複合災害に関する防災活動
- ・複合災害発生時の体制

4. 見直しのポイント

(11) 多様な主体の参画による防災体制の確立

- 地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大。
- 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立。

○男女共同参画等

- 防災訓練での男女双方の視点への配慮
- 避難所運営への女性の参画推進
- 応急仮設住宅の管理への女性の参画推進
- 復旧・復興への女性や要援護者の参画促進

4. 見直しのポイント

(12) 円滑な復旧・復興

- 被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくり
- 災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

○教育活動

- ・被災した生徒の修学支援
- ・児童・生徒の通学手段の確保

○復旧・復興支援

- ・必要に応じた災害復興基金の設立等
- ・援助・助成措置についての相談窓口の設置
- ・住民の安全と環境保全に配慮した防災まちづくりの推進

○災害対応の検証

- ・大規模災害発生時の災害対応における問題・課題の抽出
- ・部局横断的な検証部会の設置及び外部有識者を加えた検証委員会の検討
- ・検証結果の地域防災計画・各種マニュアル等への反映